

成績評価における客観的な指標の設定について

成績評価における客観的な指標については、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則に基づいて履修科目の成績評価を 100 点満点で点数化し、全科目の学年末評価の合計点の平均を算出して成績分布を求め、当該学年の状況を把握する。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局  
就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則（抜粋）

（総括的評価の表示）

- 17 総括的評価は、各授業科目とも 100 点を満点として表示する。

（評価対象の授業科目）

- 18 評価は、理療教育規程第 14 条の別表に定める全ての授業科目について行う。

（総括的評価の実施要件）

- 19 学年末における総括的評価については、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時間数の 3 分の 2 に満たない者については実施しない。

（学年末評価）

- 24 学年末評価は、前期及び後期の評価の平均点とする。ただし、本細則 30 の（1）により再評価を実施した場合は、その結果を加味して決定する。